東日本銀行コンサルNEWS

平成26年4月28日

No.133

作成

税理士法人タクトコンサルティング 株式会社タクトコンサルティング TEL 03-5208-5400

URL http://www.tactnet.com (※)本ニュース内容についてのお問い合わせ先 税理士 森繁之助

相続により同族株主が取得した特定の評価会社の株式の相続税評価

1. 特定の評価会社の株式の相続税評価

取引相場のない株式をオーナー一族等の同族株主が相続により取得した場合において、その株式の発行会社(以下「評価会社」という。)の資産保有状況や営業の状況が特異であるときは、その株式は「特定の評価会社の株式」とされ、相続税の計算上は原則として、純資産価額により評価されます。特定の評価会社の意義とその株式の基本的な評価方法は、次のとおりです。

(1)比準要素数1の会社の意義と株式の評価方法

比準要素数1の会社とは、課税時期において類似業種比準価額の比準3要素(「1株当たりの配当金額」「1株当たりの利益金額」「1株当たりの純資産価額」をいう。以下同じ。)のそれぞれの金額のうち、いずれか2が0であり、かつ直前々期末を基準にして比準3要素の金額を計算した場合に、それぞれの金額のうちいずれか2以上が0である会社をいいます(財基通189(1))。この場合、比準3要素の計算における評価会社の配当金額、利益金額及び純資産価額は、基本的に次の方法により計算した金額とされます(財基通183(1)(2)(3))。

- ①配当金額…直前期末以前2年間の剰余金の配当金額 (特別配当等を除く)の合計額の2分の1相当額。
- ②利益金額…原則、直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額。ただし納税義務者の選択により、直前期末以前2年間の各事業年度について、それぞれ法人税の課税所得金額を基に計算した金額の合計額の2分の1相当額とできます。
- ③純資産価額…直前期末における資本金等の額及び法 人税法2条18号に規定する利益積立金額に相当す る金額の合計額。

同族株主が取得した比準要素数1の会社の株式は、 純資産価額により評価されます。ただし納税義務者の 選択により、Lの割合を0.25として類似業種比準方式 と純資産価額方式を併用して計算した金額をもって評 価額とすることもできます(財基通189-2)。

(2)株式保有特定会社の意義と株式の評価方法

株式保有特定会社とは、課税時期において評価会社の有する総資産価額(相続税評価額ベース)に占める株式等の価額の合計額(相続税評価額ベース)の割合が、50%以上である会社をいいます(財基通189(2))。

同族株主が取得した株式保有特定会社の株式は、純 資産価額により評価されます。ただし、納税義務者の 選択により、次のS1とS2の合計額をもって評価額 とすることもできます(財基通 189-3)。

- ①S1…株式保有特定会社が有する株式等(自己株式を除く)とその株式等の受取配当がないものとして計算した場合の、その会社の株式の原則的評価方法による評価額
- ②S2…株式保有特定会社が有する株式等のみを、その会社が有する資産であるものとした場合の1株 あたりの純資産価額

(3)土地保有特定会社の意義と株式の評価方法

土地保有特定会社とは、課税時期において評価会社の有する総資産価額(相続税評価額ベース)に占める土地等の価額の合計額(相続税評価額ベース)の割合が、大会社(資産規模が大会社である小会社を含む。)においては70%以上、中会社(資産規模が中会社である小会社を含む。)においては90%以上である会社をいいます(財基通189(3))。

同族株主が取得した土地保有特定会社の株式は、純資産価額により評価されます(財基通189-4)。

(4) 開業後3年未満の会社等の意義と株式の評価方法

開業後3年未満の会社等とは、課税時期において開業後3年未満の会社又は類似業種比準価額の比準3要素がいずれも0である会社をいいます(財基通189(4))。

同族株主が取得した開業後3年未満の会社等の株式 は、純資産価額により評価されます(財基通189-4)。

(5)開業前又は休業中の会社の意義と評価方法

開業前又は休業中の会社とは、会社設立の登記完了後、事業活動開始前の会社又は課税時期の前後で相当期間、休業している会社をいいます(財基通 189(5))。

開業前又は休業中の会社の株式は、純資産価額により評価されます(財基通 189-5)。

(6)清算中の会社の意義と株式の評価方法

清算中の会社とは、課税時期において清算手続中の 会社をいいます(財基通 189(6))。

清算中の会社の株式は、清算の結果、分配を受ける 見込みの金額の課税時期から分配を受けると見込まれ る日までの期間に応ずる基準年利率による複利現価の 額により評価されます(財基通 189-6)。

2. 特定の評価会社の判定の順序(財基通 189(1)~(4))

評価会社が上記 $1(1)\sim(6)$ のうち 2以上の会社に該当する場合は、(6)又は(5)の会社 $\rightarrow(4)$ の会社 $\rightarrow(3)$ の会社 $\rightarrow(2)$ の会社 $\rightarrow(1)$ の会社の順に、それぞれの会社に該当するかどうかの判定を行います。